

郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領

平成 14 年 8 月 1 日制定

第 1 目的

この要領は、市民の理解と信頼を高めるため「郡山市附属機関等の設置及び運営に関する指針」に定める附属機関等（以下「附属機関等」という。）の審議等の状況を市民に明らかにし、市民の市政に対する理解を深めることにより、公正で開かれた市政を一層推進することを目的として附属機関等の会議の公開について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開とする。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、郡山市情報公開条例（平成 13 年条例第 44 号）第 7 条各号に定める不開示情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないと認められるとき。

第 3 公開又は非公開の決定

- 1 附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、前記第 2 の附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。ただし、第 1 回目開催以前等で会議に諮ることができない場合は、当該附属機関等を所管する課等の長が、次のいずれかの方法により、公開又は非公開を決定できるものとする。

- (1) 委員全員による個別の承認
- (2) あらかじめ指名された委員等による承認
- (3) その他附属機関等が定める方法

- 2 附属機関等は、会議の公開又は非公開を決定した場合は、その決定内容を公表するとともに、会議の全部又はその一部を公開しないことを決定した場合は、その理由についても明らかにすること。

第 4 公開の方法等

- 1 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該附属機関等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。なお、傍聴を認める者は、郡山市情報公開条例第 5 条に定める市に対し公文書の公開を求めることができる者とする。

2 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けること。

3 附属機関等は、会議開催日の当日、会議の傍聴を希望する者のうちから先着順に傍聴者を決定するものとする。ただし、当日先着順にすると会議場が混乱するおそれがある場合は、次に掲げる方法等により事前に傍聴者を決定することができるものとする。

(1) 電話、ファクシミリ等による先着順

(2) はがき、電話、ファクシミリ等の申込者からの抽選

(3) その他適当と認める方法

4 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努める。

第5 会議開催の周知

1 附属機関等を所管する課等（以下「所管課」という。）は、会議の公開、非公開にかかわらず、原則として当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を記載した「附属機関等の会議開催のお知らせ」（第1号様式）を作成し、所管課等その他市の施設において一般の閲覧に供するとともにホームページに掲載すること。なお、緊急に会議を開催する必要が生じた場合であっても、できる限り会議開催の周知に努めること。

(1) 附属機関等の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 会議の公開、非公開の別

(6) 会議の全部又は一部を非公開とする場合にあっては、その理由

(7) 傍聴者の定員

(8) 傍聴手続

(9) その他必要な事項

2 報道機関へ会議開催に係る資料の提供を行うこと。

3 前記1により難い特別の事情があるときは、この限りでない。

第6 会議開催概要の閲覧

附属機関等は、会議開催の周知をした会議については、次の事項を記載した「附属機関等の会議開催の概要」（第2号様式）を速やかに作成し、所管課その他市の施設において一般の閲覧に供するものとする。ただし、郡山市情報公開条例（平成13年条例第44号）第7条各号に定める不開示情報に該当する情報については、該当欄にその旨記載すること。

(1) 附属機関等の名称

(2) 開催日時

- (3) 開催場所
- (4) 出席者（委員及び事務局）
- (5) 議題
- (6) 議事の概要（議題に沿って結論を簡潔に記載したもの。）

第7 準用

附属機関等以外の組織の会議を開催する場合は、この要領の趣旨にのっとり、会議の公開に努めるものとする。

第8 適用期日

この要領は、平成14年8月1日以降に開催される会議について適用する。